

山口市環境管理推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市エコフレンドリーオフィスプラン（以下「プラン」という。）運用マニュアル第1章-4-(7)の規定に基づき、山口市環境管理推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プランの実施、維持に関すること。
- (2) その他プランに関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長、委員をもって組織する。

- 2 会長は、環境部環境政策課長の職にある者をもって充て、副会長は、総務部管財課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、環境管理推進マネージャーをもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 前項の会議の議長は、会長をもって充てる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、環境管理事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。